

## お知らせ

**窓口で「PayPay」  
が使えるように！**

市民課および税務課では、9月1日(水)から、窓口の証明書など発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を導入しました。これによって、お手持ちのスマートフォンに専用アプリをインストールして窓口のQRコードを読み取ることで、支払いをすることができるようになりました。利用可能な手続きは、ホームページから確認をお願いいたします。新型コロナウイルス対策としても有効なキャッシュレス決済を始めてみましょう。



▲市ホームページ  
2次元コード

照会 財政課

☎0537(85)1127

## マイナポイントの 受取期限の延長について

マイナポイントの受取期限が令和3年9月末から12月末まで延長となりました。

対象者は、令和3年4月末までマイナンバーカードを申請した方です。

まだマイナンバーカードを受け取っていない方は、早めの受け取りをお願いします。



照会 市民課

☎0537(85)1117

## 母子父子寡婦福祉資金の 貸し付けを実施

令和4年度に子どもが高校、大学などに入学する予定のひとり親家庭を対象に無利子で資金を貸し付けます。保証人は原則不要です。

**資金種別** 就学支度資金・修学資金

**申込期限** 10月22日(金)

**申し込み・照会** こども未来課

☎0537(85)1120

## ごみの野焼きは法律で 禁止されています

◆ごみの野焼きをやめましょう

家庭や事業所などで行う野焼き(焼却行為)は、一部の例外を除き、法律で禁止されています。

野焼きは、煙や臭いが近隣住民

の迷惑になるだけではありません。人体の健康に深刻な影響をもたらす化学物質やダイオキシン類を発生させる原因にもなっています。詳細は、照会先へお問い合わせください。

## ◆ダイオキシンってなに？

ダイオキシンは炭素、水素、酸素、塩素など身の回りのどこにもある元素が燃焼されることで発生する物質です。非常に毒性が強く、人体細胞のがん化や遺伝子への影響、環境汚染への影響が確認されています。野焼きではさまざまなものを燃やすため、これを発生させる可能性があります。

## ◆罰則規定

野焼きをすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金が科せられます。

## ★例外となる焼却行為(二例)

- ・日常生活を営む上での軽微な焼却(例)バーベキュー、焚き火など
  - ・風俗慣習上の行事として行われる焼却(例)どんど焼きなど
- ※やむを得ずこれらの焼却を行う場合であっても、焼却の規模や時間帯、風向きなどを考慮し、煙や臭いが周囲の迷惑にならないように注意しなければなりません。近隣住民の迷惑となる場合は指導の対象となります。

照会 環境課

☎0537(85)1162

## 在宅の心身障がい者 個別のがん検診があります

在宅の心身障がい者で、がん検診などの集団検診(検診車などによる検診)を受けることができない人には、個別検診が受けられる制度があります。希望する場合は事前申し込みが必要になります。詳細は照会先へお問い合わせください。

**対象者** 次の①～④のすべてに当てはまり、検診を希望する人

- ①本市に住所を有する在宅の心身障がい者(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人の人)

- ②市が実施する検診の対象年齢の人
- ③検診車などによる集団での検診を受けることができない人
- ④本年度、がん検診を受けていない人

※検診受診日に介助の付添人が必要になります。

※障がいの状況によっては、医療機関の都合により、検診を受けられない場合があります。

**場所** 市立御前崎総合病院

**検診期間** 12月1日(水)～16日(木)

※障害者手帳と印鑑を持参してください。

**申請期限** 11月19日(金)まで

**申し込み・照会** 健康づくり課

☎0537(85)1123